

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

### [1] まちなか居住の推進の必要性

#### (1) 現状分析

中心市街地の人口は、モータリゼーションの進展、郊外での住宅団地開発、公共施設の郊外移転等に伴い、これまで一貫して減少してきた。

しかし、中心市街地活性化の取り組みの中で、まちなか居住の推進を重点施策として取り組んできたことから、近年は人口の減少傾向が緩やかになりつつある。

3期計画期間（計測期間 H29.10～R4.9）には、再開発事業のほか、分譲マンションが6棟約420戸完成しており、令和3年度の人口は前年度に比べ増加となった。

しかし、分譲マンションが供給されない年度は、引き続き中心市街地の人口はマイナストレンドで推移している。

#### (2) まちなか居住の推進の必要性

中心市街地がその活力を維持し、持続可能なまちとなるためには、それらの源泉となる居住者を確保することは必要不可欠であることから、引き続き、まちなか居住を促進することとし、次頁以降の事業を基本計画に位置づける。

#### 【6章に新たな事業等がない理由】

3期計画期間においては、中心市街地への民間投資が活発となってきており、令和3年度には人口が増加した。

引き続き居住者を確保するためには、持続的に住宅需要と住宅供給が生み出されるような環境をつくることが重要であることから、まちなかで暮らしたくなるような環境づくりに関する事業を他章に掲載している。

#### (3) フォローアップの考え方

事業について毎年度進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進等の目標達成に向けた改善措置を講じる。更に、計画期間終了後、目標指標の達成状況を確認するとともに、中心市街地活性化への効果を検証する。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

### (4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 まちなか居住支援事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	中心市街地において新築住宅を取得するために金融機関と住宅ローンを契約した者に対し、建設費又は購入費の一部を助成する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	まちなか暮らしを選択する人の増加
【目標指標】	居住人口の人口動態
【活性化に資する理由】	中心市街地で住宅を取得しようとする者の居住を誘導することで、まちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。